

北豊島小学校いじめ防止基本方針

池田市立北豊島小学校

2024.4

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成する。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観・指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人権を尊重し、人間性豊かで意欲に満ちた子どもを育てる」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。児童は、いじめを行ってはならない。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校の児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

第2章 いじめ防止等のための対策

1. 基本的な考え方

インターネットの普及など、子どもたちを取り巻く環境は激しく変化している。大量の情報に巻き込まれ、望ましい価値観を獲得しにくい社会となっている面がある。他人を笑いものにして楽しんだり、暴力を肯定し、自己と違うものを排除したりするような風潮は大人社会にも顕著である。

いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められている。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するために想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

「いじめはどこにでも、誰にでも起こりうる」という認識のもと、いじめに向かわない子どもを育てることが大切である。いじめの未然防止の基本となるのは、児童が学級の一員として、自分の居場所があり、自分が必要とされていると感じることである。そして周囲の友だちや教職員との信頼関係を気付き、安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

2. いじめ防止のための措置

- いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- 人とかかわり方を身につけるソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「生活アンケート」の結果を生かしたりして、児童の実態を十分把握し、よりよい学級経営に努める。
 - ・児童が他者への尊重や感謝の気持ちを高めることによるストレスコントロールができるように促す。
 - ・児童同士や他者と関わることの喜びや大切さに気づかせ、絆を深める。
- 道徳教育の充実を図り、自己肯定感を高めたり、人権尊重の精神や思いやりの心情を育てたりする。
 - ・自己有用感を獲得できる機会を増やす。
 - ・チャイム着席、授業中の姿勢、発表の仕方などルールの徹底を図る。
- 学校行事や児童会活動を通して、友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感させる。
 - ・全ての児童が参加、活躍できるようなわかる授業づくりに努める。

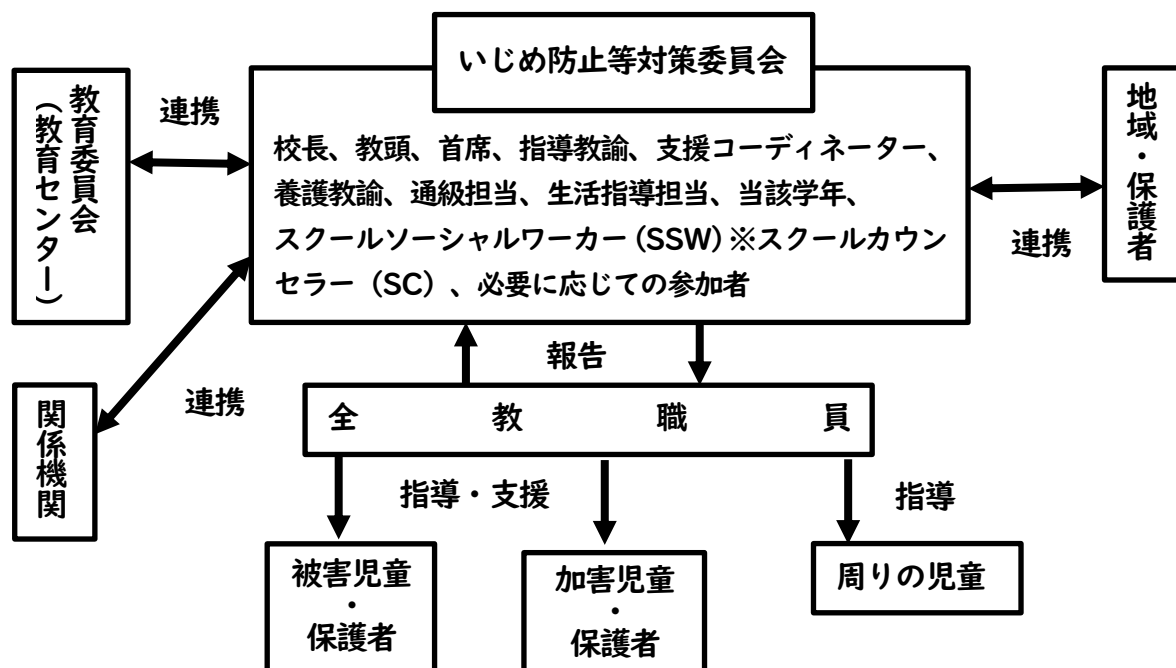
3. いじめ防止のための組織

「いじめ防止等対策委員会」

構成：校長、教頭、首席、指導教諭、支援コーディネーター、通級担当、養護教諭、生活指導担当、当該学年、スクールソーシャルワーカー（SSW）

※スクールカウンセラー（SC）、必要に応じての参加者

主な役割：学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、いじめの未然防止と対応、教職員の資質向上のための研修、年間計画の企画と実施、事案への対応



4. 年間計画

期	月	「生活指導部」の取り組み	その他全職員での取り組み
一学期	4月	- いじめ等問題行動に対する学校方針の検討・確認 - いじめ未然防止への取り組み内容の検討	- 学年引継ぎ会 - 関係機関担当者の把握
	5月	望ましい集団づくりのための取り組み内容の検討	共通認識会（支援、支援外）
	6月	- 生活アンケートの検討 - 生活アンケートの分析	- 児童生活アンケートの実施 - 個人懇談週間 (家庭の様子の把握・課題の共有)
	7月	1学期の取り組みの反省 2学期の取り組みの検討	- 平和月間 - 集団実態報告会 - スクリーニング

二 学 期	8 月	・教育相談等の取り組みの検討	・夏季休業中の児童の様子についての情報交換
	9 月		
	10 月		
	11 月	・生活アンケートの検討 ・生活アンケートの分析	・児童生活アンケートの実施
	12 月	・2学期の取り組みの反省 ・3学期の取り組みの検討	・個人懇談週間 （家庭の様子の把握・課題共有） ・集団実態報告会 ・スクリーニング
三 学 期	1 月		・冬季休業中の児童の様子についての情報交換
	2 月	・生活アンケートの検討 ・生活アンケートの分析	・情報モラル教育
	3 月	・3学期、いじめ未然防止への取り組みの反省	・児童会行事（北小っ子まつり）
	通年	・児童の様子の把握（毎月開催） ・職員会議や職員打ち合わせ時に情報交換 ・学校生活向上に向けた話し合い（生活指導部会）	

第3章 いじめの早期発見のための措置

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しかったりするなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2. いじめの早期発見のために取り組むこと

- 休み時間や放課後の様子に目を配ったり、児童と直接対話したりして、思いをくみ取る。
- 「生活アンケート」や作文、日記などから交友関係の悩みを把握したりする。
- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
 - ・担任以外の教員との関係づくりをすすめる。
 - ・相談窓口の設置
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて教育委員会、中学校や子ども家庭センターなどの関係機関と連携して課題解決に臨む。
- 定期的な情報共有をはかる。

学年団会など、学年や児童の様子の交流を行い、子どもの変化に気づくことができる場所を設ける。

第4章 いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然だが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励まし、教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、外部機関とも連携する。

2. いじめ発見・通報を受けた時の対応

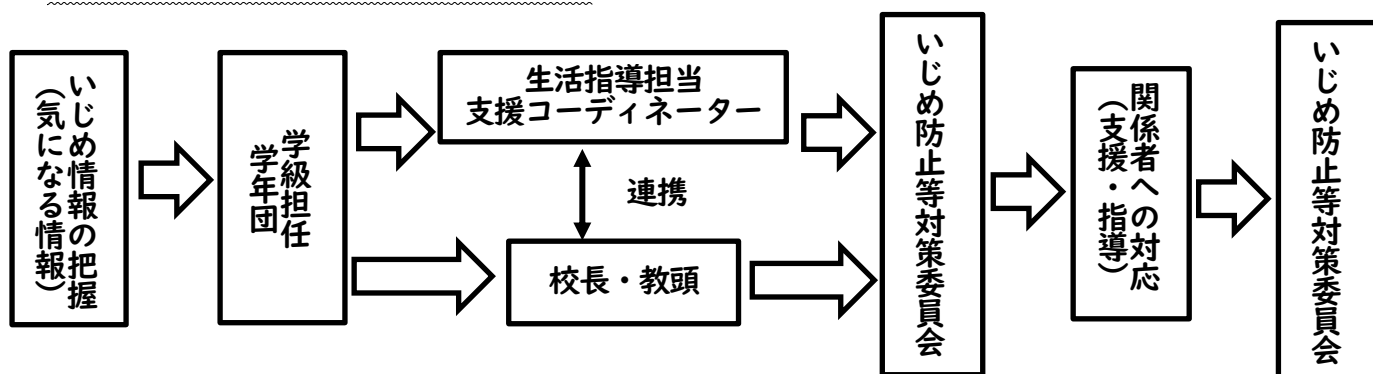
①いじめの疑いがある場合

些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴したりする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

②認知したものの情報共有をする場合

職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長・管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止等対策委員会）と情報を共有する。その後は、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実関係の確認を行う。



③いじめが認知された場合

管理職が教育委員会に報告し、相談する。

被害児童・加害児童の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

④いじめが犯罪行為として取扱われるべきものと認められる場合

いじめられている児童を徹底的に守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめを受けた児童又はその保護者への支援

いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。また、いじめられた児童に寄り添い支える体制もつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携する。状況に応じて児童総合サポート委員会やいじめ対策委員会が中心となり対応したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行ったりする。

4. いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

- ①速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童から聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ②事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。
指導にあたっては、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て、別室指導等組織的に再発を防止するよう取り組む。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても自分の問題としてとらえさせる。いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てる。
- ②同調していたりはやしたてたりしていた児童や見て見ぬふりをしていた児童には、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、孤独感・孤立感を強めることになることを理解させる。いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていく。
- ③「いじめは絶対許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底し、学校全体としていじめを許さない意識を持つ。また、児童がお互いを尊重、認め合うことができる学級経営を行い、児童が安心して学校生活を過ごすことができるように努める。

6. ネット上でのいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等の発見・対応等については、児童からの訴えや聞き取り・ネットパトロールを中心に情報収集を行う。書き込み等があった場合は、問題の個所を確認。被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとり、児童に指導を行う。必要に応じて教育センターや専門家等と連携して取り組む。
- 児童が正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応していけるよう、情報モラル教育のさらなる充実を推進する。また、家庭とも連携を行い指導に当たるようにする。

7. いじめが解消している状態

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行い、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

8. 重大事態に対する対応

重大事態とは、生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがあるときや、いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあるときとされている。

重大事態が発生した場合は、速やかに管理職より教育委員会に事態発生について報告を行う。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

第5章 その他

○基本方針の見直しについて

「いじめ防止等対策委員会」にて、いじめの対処が適切であったかのケースの検証、外部機関への相談、必要に応じて学校基本方針や計画の見直し等を行う。

○学期ごとに行う「生活アンケート（いじめに関するアンケート）」の結果及び聞き取り内容については、学校が責任を持って保管する。保管期間は、後5年間及び卒業後3年を満了ものとする。